

## 通所介護 ウイル V に関する重要事項説明書

当事業所が認知症対応型通所介護を提供するに当たり、あらかじめ以下のことを説明します。

### 1 事業所の概要

名 称	通所介護ウイル V
所在地	〒435-0026 浜松市中央区金折町595-3
電話番号	(053) 427 - 2331
法人名称・代表者	有限会社 エム・ケイコーポレーション 代表取締役 中津川 英夫
事業所番号	2297100345
指定年月日	平成20年11月1日
利用定員	12名
管理者	石川 すみ子
生活相談員	常勤兼務 2名
介護職員	常勤兼務 1名 常勤専従 2名 非常勤専従 1名
機能訓練指導員	常勤専従 1名 非常勤専従1名
営業日・時間	年中無休 営業時間 8時30分～17時30分 サービス提供時間 9時20分～16時30分
サービスの提供地域	浜松市(中央区)

### 2 認知症対応型通所介護の概要

#### (1) 認知症対応型通所介護の内容

項 目	
サービスの種類	送迎、健康チェック、食事、入浴、機能訓練、レクリエーション、 戸外活動、趣味活動、歌。
認知症対応型通所介護計画の作成	利用者及び家族の意見や希望を尊重して、説明と同意に基づいて 認知症対応型通所介護計画を作成します。
認知症対応型通所介護計画書作成後の管理	認知症対応型通所介護計画に基づいたサービスの利用が始まった後、 その利用状況を継続的に把握していきます。又利用者の心身の状態 が変化したりしたときは、認知症対応型通所介護計画を見直して新しく 作成します。
介護支援専門員との連携	サービスの利用にあたり、介護支援専門員との連携をとり、サービス 内容やサービス担当者に対する苦情等にあたります。

#### (2) 認知所対応型通所介護の利用にあたって

認知症対応型通所介護を提供できないとき	当事業所における利用人数が規定数を越えた時、あるいは利用者が遠方に住んでいる時などは、認知症対応型通所介護を引き受けることが出来ません。その場合は他の事業所を紹介します。又、契約に違反する行為が繰り返される時は、契約を解除します。
秘密の遵守	業務上知り得た利用者のプライバシーは守ります。但し、介護支援専門員と話し合いをする際、同意を得た範囲内で情報を交換することもあります。
事故発生時の対応	職員による事故が発生した時は、速やかに市町村に連絡し、必要な措置を講じます。
非常災害対策	事業所に災害対策に関する担当者(防災管理者)をおき、非常災害対策に関する取り組みを行ないます。また非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知させ、非難訓練を行ないます。

### 3 利用料金

#### (1) 利用料

介護保険法による厚生労働大臣の定める基準に従い、各利用者の負担割合に応じた額の支払い。

【原則1割】	利用料(単位)		利用料(単位)	加算 (一日につき)
要介護1	994	要介護4	1,319	入浴介助加算(I) 40単位
要介護2	1,102	要介護5	1,427	個別機能訓練加算 27単位
要介護3	1,210			サービス提供体制(Ⅲ) 6単位

※上記の自己負担金は、利用料が1割の場合であり、一定以上の所得がある方は自己負担金が2割となります。

※地域区分(7級地1単位=10.17円) 介護職員処遇改善加算(総単位数の1,000分の150)が算定されます。  
この他 自己負担として、食費 700円を請求します。

#### (2) 交通費

実施地域以外の利用者は、実施地域を越えた時点から片道1kmあたり20円の実費を請求します。

#### (3) 支払い方法

事業所に支払う場合は、月末に一括精算をさせて頂き、  
当月利用分を一枚の領収書にて発行します。

### 4 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。担当者は管理者とします。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

### 5 業務継続に向けた取り組み

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を行います。

### 6 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施訓練の実施等を行います。

### 7 ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に向けた委員会の開催、指針の整備、相談体制の実施等を行うこととします。

## 8 サービス終了について

### (1) 利用者の都合でサービスを終了する場合

利用者はいつでも契約を解約できますが、利用者がこの契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合は、当事業所は直ちに契約を解除することが出来ます。

### (2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスを提供できない場合は、他の認知症対応型通所介護事業所に関する情報を提供します。

### (3) 利用者又は家族が、施設や施設職員又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為(介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体暴力(たたく等)及び精神的暴力(大声を発する、怒鳴る等)並びにセクシャルハラスメント(必要もなく手や胸を触る等)のハラスメント行為を含む)を行い、その状態が改善されない場合。

### (4) この他、利用者が施設入院、施設入所、要介護認定非該当、死亡された場合は、自動的にサービスを終了します。

## 9 認知症対応型通所介護に対する苦情相談を承ります。市町・国民健康保険団体連合会から指導・助言を受けた場合に必要な改善を行い、その内容を報告します。

浜松市南行政センター	電話番号 053-425-1542
浜松市中央区役所	電話番号 053-457-2062
浜松市東行政センター	電話番号 053-424-0186
静岡県国民健康保険団体連合会	電話番号 054-253-5590

説明担当者 石川 すみ子

電話 (053) 427 - 2331

( サービス提供時間 9時20分～16時30分 )